

社団法人解散についての法務局担当の回答

9 / 2 2 (月) 東京法務局港出張所 法人担当の回答

1. 解散決議の総会で、「社員の1 / 2の出席（実質の出席）」と記述がるが、“実質”とあるが、通常総会のように委任状もカウントできるか？
回答：委任状の出席も Webでの参加もOKとのこと
2. 米国の本部の支部である点で、法務局の「その他提出資料」の提出とあるが、本部の了承の書類は必要か？
回答：「日本の社団法人の解散については、海外の法人との件は関係ない」
3. 清算法人になった際の会計基準について（司法書士事務所に記述あり）法務局としての規定はあるのか？
回答：「法務局は関係していない。税務署の担当。法務局には税務署に承認された決算書を提出することが必要」
4. 法務局の規定にある清算開始と清算終了時の官報公告は必須なのか？
回答：「債権・債務の範囲が限定的な中小法人には出していないところが多いようだ。法務局は官報の公告は把握していない」
5. 解散時に財産が残った場合の処理は解散終了の登記の際に必要なとあるが？
回答：「国庫納入とあるが、定款に定めてあれば公益法人ということもある」
6. 手続きは司法書士に委託しなくても出来るか？
回答：「多くの法人が自分でやっている。法務局は提出前の相談に応じる」
7. 解散決議後20日以内の解散申請は困難であるが？
回答「若干遅れても問題ない。1か月程度のおくれならOK」

SME日本支部として対応可能と判断したが、提出書類も多く法務局の指定様式で作成の作業ロードが大変だと認識

以上